

英国、温暖化対策とエネルギー安定供給を目指した電力市場改革へ

一般財団法人 日本エネルギー経済研究所
常務理事 首席研究員
小山 堅

世界で最も自由化が進み、競争的な電力市場の一つのモデルとして位置付けられることもある英国市場において、今後の電力市場のあり方に関して興味深い政策検討が進められている。すなわち、英国では、低炭素電源の導入促進と電力安定供給確保の 2 大目的達成を目指した様々な新制度導入の検討が行われているのである。

5 月 22 日、英国政府は電力市場改革を目指す法案を議会に提出し、審議・検討が開始された。同法案の内容は多岐に亘るが、主なポイントとして、①再生可能電源（太陽光・風力など）、原子力発電、炭素回収貯蔵（CCS）技術応用の火力発電、等の低炭素電源の導入促進のため、電力市場価格との差額精算方式（Contract for Difference : CFD）を付加した長期固定買取制度（FIT）、②電力安定供給確保のため、電源（設備）を保有することおよび需要側対策に対する報償制度、Capacity Market 制度の導入、③低炭素電源投資促進のための GHG 排出量取引における下限価格（Carbon Floor Price）の導入、④CCS 設備を備えない新規石炭火力発電所建設抑制のため、二酸化炭素排出原単位（Emission Performance Standard : EPS）を 450gCO₂/kWh に設定、などが重要である。

今回の法案提出は、これに先立つ様々な取組みを経たものである。すなわち、2011 年 7 月には、今回の法案の主要な内容を含む「Electricity Market Reform White Paper 2011」が発表されており、また、2011 年 12 月には前出 White Paper の詳細フォローアップを行った「Technical Update」版が発表されている。こうした政府内での検討を経て、議会提出となった電力市場改革法案であるが、そもそもその背景や狙いは何であったのか。

80 年代から世界に先駆けて進められてきた電力市場自由化の中で、英国では、国有電気事業の分割・民営化が行われ、その後は新規参入や M&A が進み、産業体制の再編成が展開してきた。競争の進展と事業効率の一層の向上を図る中で、供給部門間の水平統合や垂直統合など、様々な動きが見られている。こうした産業・市場環境の下、英国では将来の電力需給問題として、気候変動・温暖化対策強化と電力・エネルギー安全保障のため、必要な設備形成等の対応を如何に実施していくか、が重要な問題として浮上してきたのである。

英国では、競争的な市場環境の中で既存発電所の老朽化が進み、前出の「White Paper」においては、今後 10 年以内に英国全体の発電容量の 4 分の 1 に相当する発電所が廃止となる一方、2050 年までには電力需要が倍増する可能性がある、との見方が示された。電力需給対策のためには、大型発電所 20 基分に相当する発電能力の新設と、関連する電力系統の増強が必要となり、その必要投資額は今後 10 年で 1,100 億ポンドに達する、とされたので

ある。

しかも、単に発電設備の増強が必要なだけではない。英国政府が目標とする、1990 年比で 2020 年には 34%、2050 年には 80%削減という温暖化ガス排出削減目標の達成につながる、低炭素電源の導入が求められている。また、電力供給コストの増加抑制と安定供給確保の観点から、低炭素電源そのものについても、バランスの取れた電源ポートフォリオ形成が重視されている。さらに、競争的市場の下では常に課題の一つとして浮上してくる、十分な供給余力（予備力）の確保に対しても適切な対応が重要である、との問題認識が示されているのである。

今回の法案内容には、前述した①～④等からなる諸策が含まれ、まさに英国にとっての温暖化対策とエネルギー安全保障の両立を目指した電力市場改革法案となっている、と言って良いであろう。今後、議会を中心に英国内で法案の検討・審議が進められていく予定であり、各施策・制度の詳細な具体設計は、これからの議論を待つことになる。政府・産業界・専門家等による、様々な議論がどのように行われ、具体的制度がどうなるか、は大いに注目されよう。

一方、詳細設計とは別に、そもそも、今回の市場改革そのものをどのように理解すべきなのか、どのように捉えるべきか、という議論も興味深い。すなわち、今回の施策内容を伴う市場改革は、英国の電力市場を「補強」して行こうとする性格のものなのか、現行の市場のあり方に伴う「限界」を認識し、それに抜本的に対処して行こうとする性格のものなのか、二つの理解・認識があるように思われる。市場メカニズム・競争原理の有効性は所与・当然のものとしつつ、温暖化対策やエネルギー安全保障確保、といった政策課題・目標達成には、一定の（ある意味で強力な）政策的関与が必要、という論点の「バランス」をどう見るか、という問題でもある。市場の「限界」を強く意識する立場に立てば、今回の電力市場改革は、市場に委ねておくだけでは、温暖化対策とエネルギー安全保障は十分に担保されないということであり、政策・規制による関与が不可欠であることを改めて示した、ということになる。

筆者が、英国に留学していた 90 年代の半ば、英国の専門家に、英国エネルギー政策の特徴は何か、と質問する機会が多くあった。その際、複数の専門家から、「英国にはエネルギー政策は厳密に言えばあるとはいえない。明らかにあるのは競争政策である」との主旨の回答があり、強い印象に残ったことがある。少なくとも、その意味においては、いまや英国でも、「エネルギー・環境政策」が強く意識された展開が現実のものとなっている、と言ってよいであろう。

全ての経済・社会分野において当てはまる議論であるが、エネルギー問題において「市場メカニズムの効用と限界」をどう見るべきなのか、は古くて新しい重要問題である。エネルギー政策の抜本的見直しとその中での電力市場改革問題が喫緊の課題となっているわが国にとって、英国を始め、世界で行われているエネルギー政策的検討は、その全てから、意味ある教訓を学ぶことの出来る貴重な機会であり、是非ともその教訓を最大限有効活用していくことが何よりも重要であろう。

以上